

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（持参方式）に付す。

令和 7 年 2 月 19 日

契約事務受任者

名古屋市北区長 飯田 真由美

1 入札に付する事項

(1) 調達する業務

北区役所庁舎等維持管理業務委託

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

持参入札とする。

入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）

第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 自治令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3

年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 開札の日時までに、令和 5 年度及び令和 6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「業務委託」、申請業種「事務関連」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 名古屋市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約事務担当部局

〒462-8511 名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号

名古屋市北区役所総務課

電話 052-917-6412

(2) 入札説明書の入手方法

本市ウェブサイトの調達情報サービスからダウンロードすること。

アドレス (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>)

(3) 本公告及び入札説明書に対する質問

ア 質問方法

質問は、下記のあて先へ電子メールにて送信すること(様式自由)。

名古屋市北区役所企画経理課

電子メールアドレス a9176427@kita.city.nagoya.lg.jp

電話番号 052-917-6429

イ 質問期限

令和7年2月26日(水) 午後5時00分まで

ウ 質問の回答

質問者には個別に回答を行うほか、令和7年2月28日(金)までに
調達情報サービスに回答を掲載する。

(4) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月12日(水) 午前10時00分

イ 場所 名古屋市北区清水四丁目17番1号

名古屋市北区役所3階 第3会議室

(5) 入札回数

初度入札を含め3回とする。

(6) 落札候補者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を
落札候補者とする。

(7) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となったものは、速やかに競争入札参加資格確認申請書及び
入札説明書に示す確認書類(以下「確認申請書等」という。)を(3)アに
示す場所に提出すること。

なお、確認申請書等は提出を求められた日の翌日から2日(名古屋市の

休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に提出しなければならない。前記期間に、確認申請書等を提出しないとき又は入札参加資格確認のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。この場合においては、次順位者を落札候補者とする。

(8) 落札者の決定方法

落札候補者について、(7)の競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた者を落札者とする。

4 その他

(1) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(2) 入札保証金の納付義務

免除

(3) 契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合には、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の可否

要

(6) 契約書の作成

本件契約は、電子契約又は紙による契約を選択できる。契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

また、契約書の作成にかかる費用はすべて契約の相手方の負担とする。電子契約の場合は、当事者が合意の後、電子署名がされた電磁的記録を各自保管する。紙による契約の場合は、契約書は2通作成し、各自1通ずつを保管する。

(7) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定

この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、「賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(8) 予算の成立

本公告に示した調達は、本調達にかかる令和7年度予算の成立を条件とする。

(9) その他

ア 詳細は、入札説明書に定めるところによるものとする。

イ 公正な入札の執行のため必要があると認めるときは、入札を延期又は中止することがある。